

様

国民健康保険制度の見直しに関する要望書

平成26年10月

北 海 道
北 海 道 市 長 会
北 海 道 町 村 会

日頃から、北海道の保健医療福祉施策の推進に御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、国保制度の見直しに関して、平成27年に開会される国会の常会に必要な法律案を提出することを目指し、国保基盤強化協議会等において、その内容について議論が行われているところです。

道内の国保の状況を踏まえると、財政基盤の脆弱な小規模保険者が多い中、国民皆保険制度の基礎である国保制度を維持していくために、国保運営の都道府県化を図ることは有力な手段と考えているところです。

今後の見直しに当たっては、医療費水準が高く、所得が低い等といった本道の実情を十分考慮いただき、国の責任において必要な財政措置を講じるとともに、制度の円滑な実施に向け、十分な準備期間の確保や速やかな情報提供を行うことが必要であります。

つきましては、次の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

1. 新たな国費の配分

国保は、被用者保険と比べ、①低所得の加入者が多い、②年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い、③所得に占める保険料が重いといった財政上の構造的な問題を抱えており、国保の保険料負担率は、全国平均9.9%と既に負担の限界に近づいていることや都道府県毎に著しい格差が生じていることから、国保に対する財政支援の拡充が求められている。

その中で、更なる国費の投入及び配分のあり方については、これ以上国保の保険料負担率が高くなるように国の責任で財源を確保し、その規模と財政基盤強化の具体策をできるだけ早期に示したうえで、地方自治体と十分協議すること。

2. 保険料

現在、検討されている保険料の算定方法では、各市町村は、保険料を分賦金として都道府県に納入する方法が示されているが、被保険者の保険料水準が急激に変化することのないよう、都道府県が算定した市町村への分賦金に基づく保険料と現行の保険料とに一定以上の乖離が生じた場合は、国において適切な財政措置等を講じること。

3. 財政安定化支援事業の継続

「財政安定化支援事業（1,000億円）」は、他の保険者と比べ、被保険者の年齢が高いことや病床数が多い、所得が低いといった市町村の責によらないものに対して、措置されているところであり、保険者が都道府県に移行した場合にあっても、被保険者の保険料負担の増加とならないよう同事業を継続・拡充すること。

4. 地方単独事業の国庫負担金の減額措置の廃止等

地方自治体が独自に行っている重度心身障害者（児）、乳幼児、ひとり親家庭等に対する医療費助成については、子育て・少子化対策等に関する重要な施策にもかかわらず、現在、国保の国庫負担金の減額が行われ、また、それに伴う煩雑な事務処理が実施市町村に課せられていることから現行の減額措置を廃止すること。

5. 保険給付等

保険給付等の事務については、中間整理において、都道府県と市町村が担う場合のメリット・デメリットが示されたが、被保険者の利便性を図るための更なる議論を行うとともに、保険給付等に係る膨大な業務量を踏まえ、事務処理の負担軽減に向けても所要の見直しを行うこと。

6. 電算システムの構築

国保の都道府県化に伴う電算システムについて、現行システムからの移行内容やスケジュール等を早期に示し、十分な準備期間を確保するとともに、新たに生じるシステム関係経費及びデータ移行に要する経費等については、国の責任において、全額、財政措置を講じること。

7. 制度の円滑な実施

国保制度の見直しに当たっては、地方自治体の意見を十分反映させるとともに、混乱を招かないよう、十分な準備期間の確保や速やかな情報提供を行うこと。

平成26年10月21日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ

北海道市長会長 石狩市長 田 岡 克 介

北海道町村会長 乙部町長 寺 島 光一郎